

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第12-88号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表			別表		
	機 関	職		機 関	職
本庁	(略)		本庁	(略)	
	教育委員会 事務局	教育次長 課長 室長 企画主幹 課長補佐 (略)		教育委員会 事務局	<u>教育長</u> 教育次長 課長 室長 企画主幹 課長 補佐 <u>室長補佐</u> (略)
	(略)			(略)	
本庁以 外の機 関	地域振興局	局長 部長 所長 医監 副部長 副所長 セン ター長（県民サービスセ ンター長を除く。）次長 農林事務所長 維持管 理事務所長 分所長 農 林事務所次長 維持管理 事務所次長 総務課長 庶務課長 総務福祉課長 企画調整課長（庶務に 関する事務を行うもの に限る。）業務課長（ <u>港湾 事務所（新潟地域振興局 新潟港湾事務所東港分所 を除く。）</u> 及び佐渡地域振 興局地域整備部に置かれ るものに限る。）総務係 長（津川地区振興事務所 に置かれるものを除く。）	本庁以 外の機 関	地域振興局	局長 部長 所長 医監 副部長 副所長 セン ター長（県民サービスセ ンター長を除く。）次長 農林事務所長 維持管 理事務所長 分所長 農 林事務所次長 維持管理 事務所次長 総務課長 庶務課長 総務福祉課長 企画調整課長（庶務に 関する事務を行うもの に限る。）業務課長（ <u>佐渡 地域振興局地域整備部 に置かれるものに限る。</u> ） 総務係長（津川地区振興 事務所に置かれるものを 除く。）
		(略)			
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(教育長に関する経過措置)

2 この規則の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の規定により現に置かれている教育長については、改正前の別表中本庁に係る部分は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。